

水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業） FAQ（よくあるご質問）

1. 補助対象事業

番号	Q&A	内容
1.1	Q	この補助金は、水力発電計画そのものに対する補助ではなく、水力発電計画を進める上での課題について、地域の理解や環境整備を図る事業に対する補助金ということでしょうか？
	A	そのとおりです。
1.2	Q	特定の新規開発計画または再開発計画に関係しない、一般的な水力発電の理解促進を図る事業は対象となりますか？
	A	いいえ。水力発電についての一般的な理解促進を図るための事業は、対象になりません。 本補助事業は、水力発電所の新規開発計画または再開発計画の促進を図るためのものであるため、補助事業を行おうとする地域に新規開発計画または再開発計画があることが前提となります。
1.3	Q	既設発電所の設備更新(改造)計画は、再開発計画としてよいですか？
	A	再開発計画とは、既設発電所の水力設備および電気設備の全面更新、廃止発電所の再開発(電事法上は新設)などの計画をいいます。したがって、既設発電所の水車ランナ取替などの部分的な設備更新工事は、たとえ増出力が図れても地域社会や環境に与える影響はないので対象外としています。
1.4	Q	新規開発計画または再開発計画は、構想段階のものでもいいですか？
	A	開発計画策定のための調査が終了し、出力や年間可能発電電力量等の基本的諸元が概略算定されている必要があります。 交付する補助金額は、対象発電所の出力を考慮して決定することになります。
1.5	Q	既に着工している新規開発または再開発の発電所は、対象発電所となりますか？
	A	いいえ。原則的には対象発電所にはなりません。 既に着工している新規開発または再開発の発電所は、地元同意が得られていると判断されます。また、地元同意時に条件として付された事項についても、発電事業者として履行を約束して着工したわけなので、当該付帯事項を補助事業とすることはできません。 ただし、着工時点では予期しえなかった事象が発生し、新たに地元から強い要請事項が出されているなど、このままでは地域との良好な関係を保てなくなるような場合は、対象となることがあります。
1.6	Q	FIT 適用で考えている新規開発または再開発でも、対象発電所となりますか？
	A	はい。対象発電所になります。 地域理解促進等関連事業は、新規開発計画または再開発計画を促進するものであり、開発された発電所の売電方法は問いません。
1.7	Q	補助事業を行う対象地域は、「対象発電所の立地する市町村および隣接市町村ならびに地域の特性からこれに準じて取り扱うことが特に必要と認められる

番号	Q&A	内容
		市町村」とありますが、「地域の特性からこれに準じて取り扱うことが特に必要と認められる市町村」とは何ですか？
	A	例えば、当該水系に係る漁業協同組合等が、隣接市町村をこえて広範囲に組織されているケースも考えられるので、その地域も含めて補助事業の対象地域としています。
1.8	Q	対象発電所の開発促進について、既に地域の一定の理解は得られていますが、より理解を深めてもらうといった取り組みは補助対象になりますか？
	A	いいえ。補助対象にはなりません。 開発促進のために課題解決を図っていく事業が対象となります。
1.9	Q	一つの申請で、「地域理解促進事業」と「地域環境整備事業」の両方を申請することはできますか？
	A	はい。両者が密接に関連する事業の場合は、一つの申請とすることができます。例えば、「地域環境整備事業」で新たにある設備を整備しようとする場合に、「地域理解促進事業」として当該設備に関する勉強会や同種の先行事例がある発電所の視察を行うなど、対象地域の住民に環境整備事業の効果について理解を深めていただく等のケースが考えられます。
1.10	Q	地域理解促進事業および地域環境整備事業は、共に「対象地域において必要とされているもの」とされていますが、例えば発電事業者側のニーズで、発電所見学会の開催や発電所パンフレットの整備などを行う場合は、補助対象となりますか？
	A	いいえ。発電事業者のニーズによるものは補助対象とはなりません。 対象発電所の開発促進のための課題解決を図るものであり、かつ対象地域から要望が出されているなど、地域のニーズに基づいて実施するものが補助対象となります。
1.11	Q	地域環境整備事業において、ダム貯水池堆砂の浚渫工事は補助対象となるでしょうか？
	A	いいえ。ダム貯水池堆砂の浚渫工事は、本来事業者が実施するべきものであるため、補助対象にはなりません。
1.12	Q	対象発電所の開発促進のために課題となっていること、また地域から必要とされていることをどのように示せばよいでしょうか？
	A	交付申請書に添付する様式第 1-1「実施計画書」の「2.補助事業の計画、(2)これまでの取り組み状況と課題」欄に記載するとともに、添付資料として、その事実関係が確認できる地域住民との協議録や地域住民からの要望書などの書類を必ず添付してください。

2. 補助対象事業者

番号	Q&A	内容
2.1	Q	対象発電所を開発しようとしている発電事業者が地方自治体である場合、地域理解促進のための「地域において必要とされている補助事業」とは、何をさすのでしょうか？
	A	県や市町村等地方自治体が発電所新設計画を進める場合であっても、地域住民の理解が必ずしも得られていない場合があると思われれますので、その課題を解決するための事業になります。
2.2	Q	発電施設を観光資源として活用する事業の場合、補助対象事業者は、地元観光協会や地元自治体になるのでしょうか？
	A	この場合の補助事業者としては、①地元観光協会や地元自治体、②発電事業者、③両者の共同申請の3パターンが考えられます。 地元観光協会や地元自治体が申請する場合は、発電事業者の同意が必要になります。また、発電事業者が申請する場合は、地方自治体の長の賛同が必要になります。
2.4	Q	公募要領「1.3 補助対象事業者」の「発電事業者」とは、電気事業法上の発電事業者の届出をしている事業者をさすのでしょうか？
	A	ここでいう「発電事業者」とは、対象発電所の開発を計画している事業者のことをさしています。
2.5	Q	公募要領「1.8 交付要件」に、「③発電事業者以外の事業者が申請を行う場合は、対象発電所を計画する発電事業者または関係する発電施設を有する発電事業者に事前の事業計画の同意を得ていること」とありますが、どういう意味でしょうか？
	A	対象発電所を計画している発電事業者以外の方たちが、対象発電所の計画に関連して申請する場合は、対象発電所を計画している事業者または環境整備を行おうとしている発電施設を有している事業者の同意を得てくださいという意味です。
2.6	Q	公募要領「1.3 補助対象事業者」に、「③補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、…」とありますが、設立したばかりの法人のため、申請書に添付する直近 2 ヶ年の財務諸表が示せませんが、申請できるのでしょうか？
	A	はい。申請は可能です。 設立からまだ日が浅く財務諸表の提出ができない場合は、設立から現在までの財務の状況が分かる資料（事業計画書、収支計画書など）を提出してください。また、対象発電所の開発計画の現実性や、対象発電所を開発する予定の者が、開発するための資力・資金調達能力を有しているかを説明していただく必要があります。

3. 補助対象費用

番号	Q&A	内容
3.1	Q	発電事業者と地元が共同で申請した補助事業の場合、地元の人たち自身に発生する費用も補助対象にならないのでしょうか？
	A	そのとおりです。
3.2	Q	仮設備費や総係費は補助対象となりますか？
	A	いいえ。補助対象にはなりません。 なお、外注費（請負工事）に含まれる仮設備費（工事用道路や仮建物等）は対象となります。総係費は補助対象事業者自身に発生する費用のため対象にはなりません。
3.3	Q	環境整備事業のための、土地取得費用や建物費用は補助対象になりますか？
	A	いいえ。補助対象にはなりません。
3.4	Q	補助対象経費は、どのように区分整理すればよいですか？
	A	公募要領の「表1 補助対象経費」に基づいて整理します。 地域理解促進事業は「会議等運営費」「広報費」、地域環境整備事業については「調査費」「設計費」「設備費」に区分して記載してください。 例えば、地域理解促進事業で、講演会と発電所見学会を行う場合、区分は「会議等運営費」で、内訳は、会場の借上げは「会議費」、講師にかかるものとしては「謝金」・「旅費」、配布資料の印刷は「印刷製本費」、バスの借上げは「外注費」等となります。
3.5	Q	地域理解促進事業について、会議等の運営を一括でシンクタンクなどへ委託することは可能でしょうか？
	A	はい。可能です。 ただし、会議等の運営等を外部に委託するとしても、補助事業者として何をやるようとしているのかは明確にしてください。例えば、具体的なプログラムの作成や講師の選定を委託するとしても、プログラムに織り込む基本的事項や講師の選定基準など、事業者自身の考え方を明確にしてください。

4. 補助率・補助金額

番号	Q&A	内容
4.1	Q	どんな小さな水力発電所の開発でも補助対象となりますか？例えば農業用水路に数 kW の水車発電機を設置する計画の場合でも、補助金は交付されますか？
	A	はい。補助対象となります。 対象発電所の出力規模に、上下限値は設けていません。
4.2	Q	開発する対象発電所が複数ある場合、補助金の上限額を算定する出力は何を用いるのですか？
	A	開発する対象発電所が複数ある場合は、合計出力で補助金の上限額を算定します。
4.3	Q	対象発電所が増出力を伴う設備更新計画の場合、補助金の上限額を算定する出力は何を用いるのですか？
	A	増出力を伴う設備更新計画については、増分出力で補助金の上限額を算定します。
4.4	Q	対象発電所および対象地域が同じで、地域理解促進のための事業が複数ある場合、例えば、「セミナーの開催」、「PR ビデオの制作」、「河川環境調査」を行う場合は、三つに分けて申請した方がいいのでしょうか？
	A	対象発電所および対象地域、事業目的が同じ場合は、相互に関連しますので一つの申請にしてください。
4.5	Q	「会議等運営に関する事業」、「広報活動等に関する事業」、「地域環境整備事業」を組み合わせると一つの申請にしてもよいとのことですが、その場合、補助金の上限額の取り扱いはどうなるのでしょうか？
	A	一つの申請で、二つあるいは三つの事業を組み合わせる場合であっても、それぞれの事業ごとに補助金上限額が適用されます。
4.6	Q	補助金の上限額は対象発電所の出力から算定されますが、理解促進活動をする段階ではまだ発電所諸元が正確に決まっていなくても、出力もその後の詳細検討で変わってくるかもしれませんが、よろしいのでしょうか？
	A	対象発電所の発電諸元の精度については、少なくともポテンシャル調査が終わって、およその流量や落差が把握できていて、目安となる出力や発電電力量が算定されている必要があります。

5. 交付要件

番号	Q&A	内容
5.1	Q	公募要領「1.8 交付要件」に「①過去より継続的に実施している事業でなく、新たに実施する事業であること、または継続的に実施しているものの規模等を拡大して実施する事業であること」となっていますが、これまでに実施してきた事業内容では対象とならないということでしょうか？ また、「規模等を拡大して」とは具体的にどのようなレベルをいうのでしょうか？
	A	既に地域の理解を得るべく活動をしてきて、その活動と同じ内容のものを補助事業として実施することはできません。既に取り組んできた活動内容を分析し、内容の充実を図ったり、規模を拡大して行う場合は、補助事業の対象となり得ると考えます。 規模等の拡大について具体的なレベルは設定していませんが、参加対象者や実施回数の増加、実施内容の充実等を考慮して判断します。
5.2	Q	公募要領「1.8 交付要件」に「②事業計画においては、対象発電所の開発の実現性を示す…」とありますが、どのように示せばよいのでしょうか？
	A	①対象発電所の出力、使用水量等の基本的な発電諸元が示せること。 ②着工または運転開始の目途が示せること。 ③対象発電所の開発を行う事業者以外の事業者が本事業の申請を行う場合は、対象発電所の開発を行う事業者が発電所建設を行うための資力、資金調達能力を有していることを示す資料（直近 2 ヶ年分の財務諸表または融資確約書）を添付できること。
5.3	Q	「地域理解促進事業においては、地方自治体が当該事業に賛同している」、「地域環境整備事業においては、地方自治体の長が当該事業に賛同している」ものを補助対象とするとありますが、どのように示せばよいのでしょうか？
	A	当該補助事業の実施に賛同を得られていることについて、実施計画書に記載するとともにそれが分かる書面を申請書に添付してください。 地域理解促進事業においては、担当部局が発行した文書または担当部局と事業者の両者が確認した議事録でもよいです。ただし、事業者側だけで作成された確認資料では自治体の賛同書類としては認められません。 地域環境整備事業においては、賛同している旨が記載された、自治体の長の氏名、押印がある書類を添付してください。 (添付資料 14, 15 をご参照ください。)
5.4	Q	例えば、補助事業の対象地域が 4 市町村に及ぶ場合は、4 市町村すべての賛同が必要になりますか。
	A	いいえ。対象発電所が計画されている自治体の賛同を得てください。
5.5	Q	設備の製作・据付および環境整備を行う工事において、地元調整や許認可について「見込みが示されていること」とは、どのような段階をいうのですか？
	A	関係法令に基づく申請について、許可はまだ受けていないものの、当該機関との事前協議が行われ、見通しを得ている状況をいいます。 例えば、河川区域内に工作物を設置する場合には、河川法第 26 条等に基づく事前協議が河川管理者となされて、見通しを得ておく必要があります。

番号	Q&A	内容
5.6	Q	「他省庁から同目的の補助金を受けていないこと」とありますが、地方自治体が申請者である場合、電源立地地域対策交付金の「水力発電施設周辺地域交付金相当部分」を受けて、地域振興計画や地域活性化等に活用している場合がありますと思われるのですが、補助事業を行うことは可能ですか？
	A	申請する補助事業の資金調達に、「水力発電施設周辺地域交付金相当部分」が充当されていなければ問題ありません。
5.7	Q	他省庁から同目的の補助金を受けていないこととありますが、「同目的」とは地域理解促進を図るための補助金という意味でしょうか？
	A	はい。そのとおりです。

6. 申請書の作成方法

番号	Q&A	内容
6.1	Q	様式第1「交付申請書」の「申請者」は、支店長等でもよいでしょうか？
	A	いいえ。 申請者は、会社/団体登録がされている代表者としてください。
6.2	Q	様式第1「交付申請書」の「補助事業の名称」は、地域理解促進事業または地域環境整備事業といった区分を記入するのですか？
	A	いいえ。具体的な事業の内容が分かる名称を簡潔に記載してください。 例えば、「〇〇発電所××理解促進事業」とか「〇〇発電所××整備事業」などとしてください。
6.3	Q	様式第1「交付申請書」別紙1「補助事業に要する経費」には、何を記入するのですか？
	A	「補助事業に要する経費」は、「地域理解促進事業」は会議等運営費、広報費、「地域環境整備事業」は、調査費、設計費、設備費の別に記載してください。 なお、消費税は別掲することになっているのでご注意ください。 「補助事業に要する経費」は、補助対象経費と補助対象外経費の合計額となります。
6.4	Q	様式第1「交付申請書」別紙1「補助対象経費の額」には、何を記入するのですか？
	A	「補助事業に要する経費」に記入した金額の内、公募要領「1.5 補助対象経費」に記載されている補助対象となる経費を記入してください。 なお、補助対象経費および補助金交付申請額には、消費税分を含むことはできませんのでご注意ください。
6.5	Q	添付資料4「会社パンフレット」について、設立直後でまだない場合はどうすればよいでしょうか？
	A	何を目的に何を事業としている法人なのかが分かるもの（設立した時の趣意書、ホームページのコピーなど）を提出してください。
6.6	Q	別紙1-1-5「補助事業に要する経費及びその調達方法」で、補助金が支払われるまでの間、銀行等から借り入れして補助事業を行う計画にありますが、問題はありますか？
	A	問題はありません。 ただし、補助事業が実施できることを示していただくため、申請書に添付資料16「金融機関からの融資証明書または融資確約書」を添付してください。